

北里大学大学院医療系研究科課程博士の学位に関する取扱内規

平成21年10月1日制定

平成28年2月25日改正

平成28年4月1日改正

平成29年10月26日改正

(趣旨)

第1条 北里大学大学院医療系研究科(博士課程)における学位に関する取り扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。ただし、研究科委員会は、必要に応じ、特例を定めることができる。

(学位論文の提出)

第2条 北里大学学位規程(以下「学位規程」という。)第7条による学位論文の提出は、次のとおりとする。

(1) 学位の授与の申請を予定している者は、原則として、申請の前年度までに、授業科目「医学研究倫理学」の単位を取得し、かつ、申請年度の8月末までに公開の予聴会又はポスター発表形式による Student Research Day において、提出すべき論文の要旨を発表するものとする。なお、詳細は、研究科委員会において定める。

(2) 前号における発表の後、研究科委員会において学位論文提出に相当すると認められたときは、1月中旬までに学位論文を提出するものとする。

2 提出期限後に提出された学位論文の年度内審査は行わない。

(学位授与の申請)

第3条 学位の授与を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 学位申請書 1通

(2) 学位論文 6通

ア 学位論文は、主学術論文を中心に関連の情報及び解析結果を論理的にまとめたものとし、和文又は英文とする。

(3) 論文要旨(和文4000字以内) 5通

(4) 論文目録 5通

(5) 上記目録記載の論文別冊(主学術論文1編、副学術論文2編) 各5通

ア 主学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文又は症例報告とし、筆頭著者で原則として英文とする。

イ 副学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文又は症例報告とし、主学術論文と関連のある研究内容のものが望ましい。

ウ 別冊は写しでも可とする。なお、別冊の提出が期限までに間に合わない場合は、論文原稿に掲載証明書又はそれに代わるものを添付するものとする。

(6) 同意書(主学術論文の共著者) 1通

(7) 履歴書 1通

(8) 推薦状(指導教授) 1通

(9) 戸籍抄本(外国人の場合は住民票の写し) 1通

(10) 優秀学位論文賞評価用資料 1通

(11) 北里大学リポジトリ 登録申請・公開許諾書 1通

2 上記のほか、学位規程第7条第2項により資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第4条 学位規程第7条により提出された学位論文に関する審査委員会の委員は、12月の研究科委員会において選出する。

2 審査委員会は、主査1人、副査3人をもって構成する。

3 指導教員は、審査委員会の委員にはならないものとする。ただし、当該分野が特殊である等の事情により、学位論文審査に支障があると研究科委員会が認めたときは、この限りではない。

4 学位の授与を申請する者の親族は、審査委員会の委員にはならないものとする。
5 研究科委員会は、学位規程第9条第3項の規定に基づき、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等をもって審査委員会の委員に充てることができる。

6 研究科委員会は、審査委員会の委員の氏名を公開するものとする。
(学位論文の審査)

第5条 審査委員会は、提出された学位論文の審査を2月中旬までに終了する。
(最終試験)

第6条 審査委員会は、公開論文発表会において学位論文を中心に口頭試問を行い、最終試験とする。
(学位論文・最終試験の審査報告)

第7条 審査委員会は、学位規程第9条により報告書を作成し、委員全員の承認を経て研究科委員会に提出する。
(判定)

第8条 学位規程第11条により学位論文・最終試験の可否の判定は、2月下旬に行う。
(提出書類)

第9条 提出書類は、所定の用紙を用い、主査を経て研究科長に提出する。
(学位論文の公表)

第10条

1 本研究科で博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規程による公表は、北里大学リポジトリにより行うものとする。
(やむを得ない事由の取り扱い)

第11条

1 学位論文をインターネット上で公表するのにやむを得ない事由がある場合は、本研究科長の了承を得た後、学長の承認を受けて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

2 前項の規定による要約は、論文の全体がわかるものとし、できる限り多くの本文を公表するものとする。

(飛び級)

第12条 飛び級により学位の授与を申請する者については、北里大学大学院医療系研究科飛び級による課程博士の学位に関する取扱内規に定めるところによる。

(学位論文提出有資格者の退学)

第13条 学位規程第4条第1項第4号による学位論文提出の資格を有して退学した者については、北里大学大学院医療系研究科論文博士の学位に関する取扱内規に準ずる。

(この内規の改廃)

第14条 この内規の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て、研究科委員会において決定する。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年11月1日から施行する。